

【平成29年度 高齢者教室実施計画表】(案)

月日 時間	学習課題	学習内容	備考
4月3日(土) 午後13時	総 会	荒牧町公民館
4月22日(土) 午前10時	開講式・コンサート 山崎 隆之	人間の声に最も近い楽器と言われている、サクソの生演奏をお届け致します。	荒牧町公民館
5月31日(水) 6月1日(木) 午前10時	春の研修旅行 草津温泉 老舗旅館・高松	今回はちょうど時期に咲くシャクナゲの花を見たいとの声があり草津温泉に致しました。バスは群馬バスでホテルは湯畑まで徒歩4分と最良質の湯畑の源泉を引く老舗旅館収容500名の高松です。	
6月下旬	健康講座 (免疫力アップ)	群大クラブによる2回目の健康調査	荒牧町公民館
7月13日(木) 午後より	健康講座 養場(あいば)佐知子	今回は町内でお世話になっております。ももかわ整形外科クリニック院長にお願い致しました。	荒牧町公民館
9月上旬 午前9時より	老人福祉親善 スポーツ事業	第4回グラウンドゴルフ荒牧町長寿会大会	荒牧中央公園
10月上旬 内線5043	交通講座 警察本部企画課	交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教室の出前講座を行います。	荒牧町公民館
11月中旬	秋の研修旅行 (白骨温泉)	信州の秘湯、白骨温泉は1年で最も華やか秋、山々と高い空へと立ちのぼる湯けむりは、情緒的で神秘的な雰囲気、乳白色の湯が魅力との事。	
1月中旬 午前10時	教養講座 健康とお笑い	演芸(落語独演会)柄澤利夫様	荒牧町公民館
2月25日(土) 午前10時	娯楽講座	歌と踊りのつどい(第6回)・町内各サークルとの交流会	荒牧町公民館
3月10日(土) 午前10時	フルート二重奏 飯田玲奈・閉講式	フルート2本でクラシック、ポップス、童話などフルートの響きをお楽しみ下さい。(曲に合わせて一緒に歌など)	荒牧町公民館
<p>*今年度は10回の教室を計画致しましたが、全てが健康を重視した物ですが・・・都合で変更する事があります。</p> <p>*5月・11月の研修旅行は30名以上の送迎となりますが、35名以上だと大型バスになります、大勢の参加をお願い致します。観光バスにおいては苦勞しましたが一流のバス会社が手配できました。</p> <p>*7月には特別にお願いして、ももかわ整形外科クリニック院長のあいばさちこ先生が「骨そしょう症と痛み止めの」使い方等のお話をしてくれます。</p> <p>*9月に第4回グラウンドゴルフ大会と2月に歌と踊りが変更になっております。</p> <p>尚グラウンド大会において今年度も荒牧町自治会・メモリード東京・焼肉の板門亭様の後援を頂き豪華な賞品が待っていますので参加をお待ちしております。</p>			

荒牧町長寿会 会則

第1条(名称及び事務所)この会は、荒牧町長寿会といふ事務所を会長宅に置く。

第2条(組織)この会の会員は、原則として荒牧町地区に居住する60歳以上の者をもって組織する。ただし、円滑な運営を図るため60歳以下の会員の加入を妨げない。

第3条(目的)この会は、会員の知識や経験を生かし老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい地域社会づくりに資することを目的とする。

第4条(事業)前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会奉仕事業及びボランティア活動の実施
- (2) 生きがいを高めるための学習会の開催
- (3) 健康を促進するための運動を実施
- (4) 家庭訪問、友愛訪問、人事相談、奉仕、会員の慶弔を行う。
- (5) その他、会の目的を達成するための必要な事業

第5条(役員)この会に役員として会長1名、副会長3名、女性部長3名、会計1名、書記1名、監事3名及び班長を若干名置く。ただし、必要に応じ顧問を置くことができる。

2 この会の役員は、すべて会員の互選とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条(役員の仕事)この会の役員は、次の仕事を担当する。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会務を補佐し会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 女性部長は、女性の特性を生かし、会の運営に協力する。
- (4) 会計は、この会の経理を担当する。
- (5) 書記は、総会、役員会等の議事内容を整理する。
- (6) 班長は、担当区域内の会員と会との連絡のことにあたり、総会の議案及び運営に関する事項等を審議する。
- (7) 監事は、この会の経理状況を監査する。

第7条(会議)この会の会議は、総会、役員会、定例会とし、会長が召集する。

第8条(総会)総会では事業報告、会計報告、事業計画及び予算等の審議を行い、これを議決または承認する。

第9条(会計)この会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入をもって支弁する。

- (1) 会費は、年額1,500円とする。ただし、必要が生じたときは、臨時に徴収することができる。
- (2) 資金は、会長名義をもって預金し、会計が保管する。
- (3) この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第10条(退会)退会は死亡・転居及び本人の申し出で処理する。その時の会費は返却しない。

第11条(慶弔金) 会則第4条の4号の慶弔については次による。会員が死亡したときは、弔慰金 5,000円を贈る。

第12条(関係帳簿等) この会に次の帳簿を備える。

- (1) 予算書及び事業計画書
- (2) 決算書及び事業報告書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) 会計簿 (現金出納帳)
- (6) 証拠票綴り
- (7) 議事録
- (8) 備品台帳
- (9) 諸文書綴り
- (10) 老人クラブ活動日誌綴り
- (11) その他必要簿冊

第13条(役員手当) 役員には細則に定めるところにより手当を支給する。

第14条(専門委員) この会に総務、教養向上活動、健康増進活動、社会奉仕活動の各専門委員を置く

- 1) (教養向上活動) 各種教養講座、学習会、講演会、研修会、自主学習、社会見学など
- 2) (健康増進活動) 各種スポーツ活動、健康体操、体力測定、ウォーキング、ハイキング、運動会の参加など
- 3) (社会奉仕活動) 地域友愛訪問活動、清掃活動、地域見守り活動など
- 4) 専門委員の委員長及び副委員長は副会長、女性部長から選出する。
- 5) 専門委員の委員は顧問以上の役員のなかから選出する。

(附則)

- (1) この会則は平成29年4月1日から施行する。
- (2) 荒牧町長寿会規約(最終改正平成23年4月16日)はこの会則の発行をもって廃止する。
- (3) この会則施行上の細部については、第5条による監事以上の会議で決める。